

令和7年12月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和7年12月24日開催

会 議 録

開催日時		令和7年12月24日(水) 午後2時00分 開会 午後2時58分 閉会																												
場 所		旭川市教育委員会 教育委員会室																												
出席者	教 育 長 及 び 委 員	教育長 和田 英邦、 <small>教育長職務代理者</small> 伊東 義晃、委 員 山崎 與吉 委 員 坂田 葉子、委 員 鎌本 かおり																												
	事 務 局 説 明 員	<table border="0"> <tr> <td>学校教育部長</td> <td>坂本 考生</td> <td>社会教育部長</td> <td>田村 司</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>中瀬 恭子</td> <td>社会教育部次長</td> <td>松野郷正文</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長</td> <td>板東 俊光</td> <td>文化振興課長</td> <td>坂本 剛</td> </tr> <tr> <td>教職員課長</td> <td>山下 聡司</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課長</td> <td>池田 満則</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹</td> <td>矢野 敬</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部副主幹</td> <td>小山和歌子</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	田村 司	学校教育部次長	中瀬 恭子	社会教育部次長	松野郷正文	学校施設課長	板東 俊光	文化振興課長	坂本 剛	教職員課長	山下 聡司			学校保健課長	池田 満則			教育政策課主幹	矢野 敬			学校教育部副主幹	小山和歌子		
		学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	田村 司																									
学校教育部次長	中瀬 恭子	社会教育部次長	松野郷正文																											
学校施設課長	板東 俊光	文化振興課長	坂本 剛																											
教職員課長	山下 聡司																													
学校保健課長	池田 満則																													
教育政策課主幹	矢野 敬																													
学校教育部副主幹	小山和歌子																													
事 務 局 職 員	<table border="0"> <tr> <td>教育政策課主査</td> <td>篠原 広光</td> </tr> <tr> <td>教育政策課主査</td> <td>朝倉 裕幸</td> </tr> </table>	教育政策課主査	篠原 広光	教育政策課主査	朝倉 裕幸																									
教育政策課主査	篠原 広光																													
教育政策課主査	朝倉 裕幸																													
傍 聴 者		0人																												
公開・非公開の別		一部非公開																												
会 議 次 第		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和8年度教育行政方針の策定方針について ・報告第1号 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「令和5年度いじめの重大事態調査報告書」を踏まえた不登校重大事態の再発防止策について (2) 旭川市教育委員会と京畿道水原教育支援庁及び札幌韓国教育院の国際交流及び協力に関する覚書締結報告について (3) 旭川市立高台小学校PFI整備事業事後評価報告書について (4) 旭川市立学校職員の懲戒処分について (5) 旭川市学校給食費の改定について (6) 旭川市民ギャラリー利用料の改定について 6 その他 7 閉会 																												

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和7年12月定例教育委員会会議を開会いたします。改めまして、12月13日付けで教育長に就任いたしました和田です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議事に入ります前に、私から御報告があります。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されております。</p> <p>これにより、12月13日付けで、教育長職務代理者として教育委員会委員の中から、引き続き、伊東委員を指名いたしましたので御報告いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は坂田委員、鎌本委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和7年3月定例会、4月定例会、5月定例会、6月定例会、7月定例会、8月定例会、9月定例会、10月定例会及び11月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することによろしいですか。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、これら9回の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審議事項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第1号、報告第1号から報告第4号まで、報告事項(1)、報告事項(3)及び報告事項(4)は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会としたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号、報告第1号から報告第4号まで、報告事項(1)、報告事項(3)及び報告事項(4)は、秘密会といたします。</p> <p>また、報告第1号から報告第4号まで、報告事項(4)は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p>

各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号から報告第4号まで、報告事項（4）は、会議録には概要を記載することといたします。</p>
教	育	長	<p>《 報告事項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（2）「旭川市教育委員会と京畿道水原教育支援庁及び札幌韓国教育院の国際交流及び協力に関する覚書締結報告について」、報告願います。</p>
学校教育部次長			<p>本件は、本年12月2日（火）に、旭川市教育委員会、京畿道水原教育支援庁、札幌韓国教育院の3者により、教育分野における国際交流及び協力に関する覚書を締結したものです。</p> <p>本市と水原市は、平成元年に姉妹都市として提携し、文化交流やスポーツ交流、青少年団交流、相互職員交流等、様々な事業を通じて、相互理解を深め友好親善を発展させてきました。</p> <p>そうした中、韓国における広域の自治団体の京畿道の教育機関であり、水原市の教育行政全般を所管している京畿道水原教育支援庁から、教育分野における協力体制をこれまで以上に築き、交流の幅を広げるため、国際交流及び協力に関する覚書を締結したい旨の意向が示され、本市教育委員会としてもその意向に賛同しました。</p> <p>締結は、旭川市教育委員会、京畿道水原教育支援庁、そして大韓民国教育部に所属している在外教育機関である札幌韓国教育院に協力機関として参画いただき、3者による覚書を締結しました。</p> <p>締結式は、京畿道水原教育支援庁の来道日程に合わせ、12月2日（火）に本市で行いました。当日は、京畿道水原教育支援庁のキム教育長、札幌韓国教育院のパク院長をはじめ合計6名が来旭し、旭川市立旭川小学校及び旭川中学校を視察後、市役所総合庁舎において締結式を執り行いました。</p> <p>覚書の内容ですが、それぞれの教育政策の相互理解の促進、教職員及び児童生徒の交流プログラムの推進、デジタル教育の相互理解の促進等を目的としております。</p> <p>今後の展望ですが、12月10日（水）に、京畿道水原教育支援庁主催の「2025韓・日 国際教育フォーラム」に、本市教育委員会の事務局職員及び市立小・中学校の教職員がオンライン参加しましたが、今後も、本覚書に基づき、まずはオンラインで教職員や児童生徒の交流を進め、相互の文化や学校生活、教育政策への相互理解を深め、将来的には両地域をそれぞれ実際に行き来する交流の可能性も視野に入れ取組を進め、それぞれの地域における教育行政の推進に繋げてまいりたいと考えております。</p>
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>本報告について、御意見、御質問はありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（2）「旭川市教育委員会と京畿道水原教育支援庁及び札幌韓国教育院の国際交流及び協力に関する覚書締結報告について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（5）「旭川市学校給食費の改定について」、報告願います。</p>

学校保健課長	<p>本件は、11月の教育委員会協議会において、協議の進捗状況として御報告申し上げたものですが、旭川市学校給食物資共同購入委員会と東旭川学校給食運営委員会がそれぞれ臨時総会を開催し、学校給食費を改定することが議決され、12月5日付けで、教育長宛てに令和8年度学校給食費額を改定する旨の報告を受けたところです。</p>
	<p>内容について御説明いたします。改定額は、教育委員会協議会で説明させていただきました額から、増額となっております。理由としましては、11月11日の教育委員会協議会後の11月13日に3回目の旭川市学校給食費検討委員会が開催され、提案どおりの金額で整理された直後に、学校給食用の米の供給元である北海道学校給食会から、当初の想定を超える米価の値上げが見込まれるとの連絡があり、急遽、4回目の会議を書面形式で開催し、令和8年度の改定額の見直しに至ったものであります。その結果、小学校は年額を現行の66,000円から73,200円とし、7,200円の増、月額では600円、1食単価では37円の増としています。中学校は年額を現行の77,400円から85,800円とし、8,400円の増、月額では700円、1食単価では44円の増としています。なお、中学3年生は給食回数が少ないため、年額73,800円から81,700円とし、7,900円の増とする改定案となっております。値上げ幅としては、小・中学校とも10%程度となります。</p>
	<p>来年度の保護者負担額につきましては、現時点では未定としておりますが、本件に関わりまして、委員の皆様には保護者の経済的負担を増やさないよう公費による支援の継続について、市長要望をいただいておりますので、国の無償化の状況も見極めながら、保護者負担の在り方について検討してまいります。</p>
<p>教 育 長 坂 田 委 員 学 校 保 健 課 長</p>	<p>本報告について、御意見、御質問はありますか。</p> <p>国による給食費の無償化の政策は、どこに生かされるのですか。</p> <p>国では完全無償化は断念し、抜本的な負担軽減という形となり、月額5,200円を基準額とし、それをを超える部分を自治体あるいは保護者負担という方向で進めています。本市は月額73,200円ということが明確になっておりますので、国の考え方に基づいて本市の月額と国の基準額の差額を保護者負担もしくは自治体負担ということになります。</p>
<p>伊 東 委 員 学 校 保 健 課 長</p>	<p>国の支援は小学校のみですね。</p>
<p>教 育 長 各 委 員</p>	<p>はい、そうです。</p> <p>ほかに、御意見、御質問等ありますか。</p> <p>ありません。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項(5)「旭川市学校給食費の改定について」は、報告を受けたこととします。</p>
	<p>次に、報告事項(6)「旭川市民ギャラリー利用料の改定について」、報告願います。</p>
<p>文 化 振 興 課 長</p>	<p>まず、旭川市民ギャラリーですが、平成22年に西武旭川店B館10階で開設し、西武閉店後は、市民文化会館、ステーションギャラリーで臨時的・施行的に開設し、平成30年に現在の場所、上川倉庫「蔵囀夢」コレクション館にて開設いたしました。</p>
	<p>設置目的は、「利便性のよい市中心部で、市民等が気軽に作品展示・発表等</p>

<p>教 育 長 山 崎 委 員 文 化 振 興 課 長</p>	<p>を行う場を設けることで、文化・芸術活動を促進し本市の文化振興を図るとともに、中心市街地の賑わいづくりに寄与すること」としており、合わせて国の登録有形文化財である上川倉庫の有効活用も図っているものです。</p> <p>本ギャラリーの利用料につきましては、平成30年の開設時、その設置目的に合わせ利用料を設定したのですが、本年度は、全庁的な使用料の見直しの年であり、本ギャラリーにつきましても開設から一定期間が経過し、運営コストも増加していることを踏まえ、利用料の改定を実施しようとするものです。</p> <p>なお、全庁的な使用料の見直しについては、前回の教育委員会会議において、その概要について御報告し、現在、パブリックコメントを実施していますが、市民ギャラリーの利用料については、「受益と負担の適正化へ向けた取組指針」の対象となっていないことから、全庁的な改正手続きとは別に実施するものです。</p> <p>改定内容につきまして御説明いたします。料金設定は3段階に分かれておりますが、本ギャラリーは、市内外の個人または団体による絵画、書道、写真、手工芸等の発表の場として利用されており、そのほぼ全てが入場料無料の展示となっております。改定前利用料は、入場料1,000円未満の展示を標準利用料としていたところですが、利用実態に合わせ、今回の改定では、入場料無料の展示を標準利用料としてコスト計算をしております。</p> <p>コスト計算の結果、現在の利用料の1.5倍を上回ったことから、上限の1.5倍を適用し、入場料を徴収する場合の料金区分につきましては、改定前利用料の割増率に応じ、利用料を設定いたしました。</p> <p>今後につきましては、直近数年間の実際に利用した、または利用申込みのある団体・個人を対象に改正内容を周知し、意見聴取することを予定しており、改正時期については、全庁的な使用料の見直しに合わせ、令和8年10月以降の受付分から適用することを予定しております。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>どの程度の稼働率ですか。</p> <p>上期、下期に分け、1年前に一斉受付をしますが、上期である4月から9月分については、ほぼ埋まります。下期である10月から3月分についてはなかなか埋まらないという現状がありますが、その後の随時受付に申し込みいただき使用していただく場合もあります。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(6)「旭川市民ギャラリー利用料の改定について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>《 秘 密 会 》</p>

<p>教 育 長</p> <p>教育政策課主幹</p>	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>議案第1号「令和8年度教育行政方針の策定方針について」、説明願います。</p> <p>令和8年度教育行政方針の基本的な考え方については、令和8年度の教育行政執行に当たっての所信や、教育の現状と課題認識を示し、その上で旭川市の教育をどのように行うかという意思を表すこととしております。</p> <p>基本方針については、昨年度同様に、旭川市教育大綱（改訂版）の基本方針でもある「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」にしたいと考えております。</p> <p>重点的な取組については、学校教育においては、第2期旭川市学校教育基本計画の3つの基本目標を重点的な取組とし、社会教育においては、旭川市社会教育基本計画の5つの基本目標を重点的な取組とし、それぞれ令和8年度に特に推進する事業を記載したいと考えております。</p> <p>その他については、市政方針と内容が重複しないよう、政策調整課と協議することを記載しています。</p> <p>次に、令和8年度教育行政方針の策定に当たっては、行政方針の骨子を作成するために、教育の現状について、教育の動向や本市の教育、社会情勢・今日的な教育課題、議会で質問があった項目の視点から整理するとともに、それらを踏まえて課題認識を示しております。</p> <p>次に、令和8年度教育行政方針 骨子（案）では、教育の現状や課題認識のほか、次年度の予算、市長公約との関連などを踏まえ、現時点での学校教育部及び社会教育部の重点的な取組や事業を構造的に示したものであります。今後はこれらを踏まえて、教育行政方針の具体的な策定に当たってまいります。</p> <p>今後、骨子案を基に、教育行政方針（案）を作成し、教育委員の皆様には、1月中旬に教育行政方針（案）を配付する予定です。</p> <p>1月下旬の教育委員会協議会で、その案を協議いただくとともに、2月上旬の定例教育委員会会議において、最終案について御審議をいただき、2月下旬の旭川市議会第1回定例会の本会議での教育行政方針演説につなげていきたいと考えております。</p> <p>教育行政方針の策定までに、教育委員の皆様のお意見をいただく機会が、何度かございますが、会議以外でも必要に応じて御意見をいただければと考えております。</p>
<p>教 育 長</p> <p>伊 東 委 員</p>	<p>本案について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>お願いになりますが、学校教育に関わり、現場の実情や課題、教育委員会に対するニーズをしっかりと把握し、策定を進めてほしいと思います。例えば、働き方改革については、平成31年頃から学校における働き方改革という言葉が出てきたかと思いますが、それほど進んでいないように思われます。なぜ進んでいないのでしょうか。また、過剰・不当な要求や苦情に苦しんでいる学校があり、そうした事に対して教育委員会に支援をしっかりと行っていただきたいという思いも聞きますので、すでに受け止められているかとは思いますが、改めてそれらも踏まえ、教育行政方針を策定してほしいと思います。</p>

<p>教 各 教 各 教</p>	<p>育 委 育 委 育</p>	<p>長 員 長 員 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第1号「令和8年度教育行政方針の策定方針について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。</p> <p><報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」> 令和7年12月1日から令和8年3月31日付までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」> 令和7年12月1日付旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」> 令和7年11月1日付けから同年11月20日付け旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」> 令和7年10月24日から同年12月2日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
<p>教</p>	<p>育</p>	<p>長</p>	<p>次に、報告事項（1）「令和5年度いじめの重大事態調査報告書」を踏まえた不登校重大事態の再発防止策について」、報告願います。 令和5年度に認定したいじめの重大事態については、現在、14件中13件について調査を終了しており、残りの1件については、報告書の作成を終え、保護者に説明しております。 本資料については、令和5年度に認定したいじめの重大事態調査報告書の結果を踏まえ、主に不登校重大事態を防ぐ令和6年度以降の取組について整理するとともに、今後、「旭川モデル」におけるいじめを起因とする不登校への支援策について強化・徹底するために、作成したものです。 資料1については、令和5年度に認定した14件のいじめの重大事態調査報告書ごとに、学校の対応の課題を項目に分けて整理したものです。令和5年度において、生命心身財産重大事態が1件、不登校重大事態が9件、生命心身財産重大事態及び不登校重大事態が4件発生しており、主に組織的な対応の欠如やいじめの認知、支援策の提示の遅れなどの学校の対応の課題により、不登校重大事態が13件発生したことが明らかとなりました。</p>

資料2については、不登校重大事態を防ぐ令和6年度以降の学校、教育委員会及びいじめ防止対策推進部の取組を整理したものです。令和6年4月以降、いじめを受けた児童生徒が病気等の明確な理由以外で欠席した場合、学校は、教育委員会に速報し、いじめ防止対策推進部及び教育委員会と連携した上で対応方針を決定しております。

また、令和6年5月及び令和7年1月、教育委員会は、市内の全小・中学校のいじめ防止対策推進リーダーを対象にした研修会において、不登校重大事態につながりやすい事例を取り扱い、事案発生後の適切な初期対応の仕方について周知・徹底しております。

さらに、令和7年4月以降、教育委員会は、中学校2校の校内教育支援センターにおいて、不登校支援員といじめ対策官を兼務するスクールライフサポーターを配置し、生徒の社会的自立に向けた日常的な支援の充実を図っております。

令和6年4月以降、いじめ防止対策推進部は、市の相談窓口にご相談があった事案について、心理や福祉の専門職が保護者の意向に寄り添い、福祉面の支援やいじめを受けた児童生徒の心のケア等を実施しております。

また、令和7年4月以降、いじめ防止対策推進部は、不登校支援サポーターが不登校児童生徒の心身の状況、登校状況等の改善や社会的自立に向けた学習支援、交流活動等の個別支援を行うとともに、必要に応じて、児童生徒と市内フリースクールをつなぐ支援を実施しております。

このような取組を推進したことにより、令和6年度以降、不登校重大事態の発生が4件に減少しております。

資料3については、「旭川モデル」におけるいじめを起因とする不登校への支援策について強化・徹底するために作成したものであり、令和5年度に認定した重大事態の課題を踏まえ、学校が当該児童生徒及び保護者に対し、欠席日数に応じた支援策を提示できるよう整理しております。

まず、児童生徒がいじめを起因として欠席した場合、1日目から5日目において、学校は、速やかに学校いじめ対策組織で情報共有を行った上で支援策について協議するとともに、家庭訪問等で支援策について提示します。

また、学校から当該事案について速報を受けた教育委員会及びいじめ防止対策推進部は、緊急支援チームを派遣し、対応状況や支援策について確認します。

続きまして、いじめを起因とする欠席が5日目から9日目に達した場合において、学校は、児童生徒理解・支援シート等を活用し、当該児童生徒の欠席状況や、保護者との面談内容について整理するとともに、登校復帰に向けた支援策について再検討します。

また、教育委員会及びいじめ防止対策推進部は、当該児童生徒の登校状況や当該事案への対応状況について把握するとともに、必要に応じて、当該児童生徒及びその保護者に対するカウンセリングや相談対応等を実施します。

さらに、いじめを起因とする欠席が10日以上に達した場合、学校は、当該児童生徒及びその保護者と面談を行い、意向を踏まえ、関係機関と連携した支援策について提示します。

例えば、当該児童生徒やその保護者が登校復帰を軸とした支援を希望す

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>る場合においては、いじめ防止対策推進部職員によるカウンセリングや相談対応等についての紹介のほか、当該児童生徒の現状を踏まえた、オンラインや別室登校等による学習支援改善策について提案します。</p> <p>また、当該児童生徒やその保護者が学校外の居場所も含めた支援を希望する場合においては、教育支援センターやフリースクール等の学校外の支援先や不登校支援サポーター事業の内容について紹介します。</p> <p>なお、本イメージ図は、一般的な支援策について段階的に示したものであり、児童生徒の実態や保護者の受け止めに応じて、支援の時期や内容について臨機応変に対応していきます。</p> <p>本資料の内容の説明については、以上となります。</p> <p>今後につきましては、本会議での御説明を経て、令和8年1月開催予定の子育て文教常任委員会で報告し、各学校に周知を図る予定となっております。</p> <p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(1)「令和5年度いじめの重大事態調査報告書」を踏まえた不登校重大事態の再発防止策については、報告を受けたこととします。</p>
<p>学 校 施 設 課 長</p>	<p>次に、報告事項(3)「旭川市立高台小学校PFI整備事業事後評価報告書について」、報告願います。</p> <p>旭川市立高台小学校については、民間事業者が資金を調達し、建物の設計・建設を行い、市に所有権を移転させた上で維持管理までを一括して行うPFI方式によって整備した本市で初めての学校です。</p> <p>事後評価報告書は、PFI整備事業による財政負担の軽減やサービス向上などについて当初目的の達成状況を検証し課題や反省点を明らかにした上で、今後の事業手法の検討や施設運営の改善に資することを目的として作成しました。</p> <p>6月の教育委員会会議で議決いただいたとおり、事後評価に当たり、2名の外部有識者を専門委員として委嘱し、委員の意見を反映することにより、評価の妥当性、公正性及び客観性を高めております。</p> <p>評価方法としては、契約の履行状況や事業者の財務状況のほか、従来の整備方式と比較した際の財政負担の低減割合を数値化したバリュー・フォー・マネー(VFM)の達成状況などについて評価検証する定量的評価と、教職員アンケートや事業者ヒアリングにより、PFI事業の実施結果や一括性能発注の効果、リスク分担の適切性などについて評価検証する定性的評価により実施しました。</p> <p>次に、事後評価の結果について御説明します。事後評価報告書の【概要版】「5 定量的評価」を御覧ください。契約の達成状況については、適切な時期に検査やモニタリングを行い、事業に求められる要求水準の達成を確認してまいりました。財政負担の軽減額については、最終的な支払総額が29億4,150万円と、当初の契約金額と比べて1,830万円減少したことで、当初見込まれた10.6%のVFMは得られたと評価しました。</p> <p>次に「6 定性的評価」です。設計・建設業務及び維持管理業務の評価を御覧ください。PFI事業者による速やかな修繕や定期的な維持管理によ</p>

<p>教 育 長 山 崎 委 員 学 校 施 設 課 長</p>	<p>り教職員の負担が軽減され、予防的修繕により質の高い維持管理が実施されたとし、4項目目では、施設整備期間の圧縮、速やかで的確な修繕の実施などにより、一括性能発注の効果が発揮されたと評価しております。</p> <p>続いて「7 総括」を御覧ください。事後評価の結果としては、良質な公共サービスの提供による教育環境の向上をはじめとして、総事業費の削減や財政の平準化といった当初の事業目的は達成されたと評価しました。</p> <p>一方、「8 今後の課題」のとおり、学校施設でP F I 事業を行う上で事業者、市、学校が対話を重ねていくことの重要性など、4項目を課題として挙げております。</p>
<p>坂 田 委 員 学 校 施 設 課 長</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>P F I 制度は国が進めているものですか。</p> <p>内閣府に民間資金等活用事業推進室というものが設置されており国が進めているものです。自治体が自分たちで資金を用意して学校を整備するという方式ではなく、民間企業が資金を用意し、学校を整備し維持管理を行うというもので、学校に限らず社会教育施設等も対象であり、旭川市だけではなく全国で進められているものです。</p> <p>P F I 制度は今後も増えますか。</p> <p>学校整備については難しい部分もあります。例えば何かしら収益が出るような建物であれば、その収益自体が民間事業者のものとなり事業者にとってメリットがあるのですが、学校は収益を出すような施設ではないため、手上げをしてくれる企業が限定されるということが課題です。</p>
<p>坂 田 委 員 学 校 施 設 課 長</p>	<p>万が一、事業の途中で事業者が破綻した場合はどうなりますか。</p> <p>全国でも稀ではありますが事例があり、自治体はその施設を買い取り運営している例があります。旭川市の場合は、建物を建てて、所有権を旭川市に移転した上で、維持管理だけをお願いしていますので、事業者が破綻した場合は、例えば別の事業者へ維持管理をお願いすることや、市が直営で管理するなど、何かしらの対応は可能です。ただし、資金計画等、当初の計画が崩れてしまいますので、もしそうなった場合は多大な影響が生じます。</p>
<p>坂 田 委 員 学 校 施 設 課 長</p>	<p>学校は営利団体ではないため、事業者に見返りはあるのですか。建設後、修繕費なども値上がりしていると思います。</p> <p>事業を設計する際、公認会計士事務所で物価等上昇分も含めた試算を依頼しており、想定範囲内の物価変動では問題ないと思いますが、一定程度の物価上昇が発生した際には変更契約を締結するという契約内容にしています。</p> <p>今回の報告書では、旭川市が資金を用意し学校を建設し10数年間維持した場合の試算を公認会計士事務所に算出してもらいましたが、P F I 方式が安価となる結果でした。なおかつ、施設の状態としましては、市が維持管理する場合は、施設に支障が生じてから修繕するという状況ですが、P F I 方式では常に一定の額が修繕費として措置されていますので、施設としてもとても良い状態です。</p>
<p>伊 東 委 員 学 校 施 設 課 長 教 育 長 各 委 員</p>	<p>高台小学校以降、P F I 方式で建設された学校はありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項（３）「旭川市立高台小学校PFI整備事業事後評価報告書について」は報告を受けたこととします。</p> <p>＜報告事項（４）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」＞ 令和７年１０月２７日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同年１２月４日付けで決定した処分内容の報告を受けた。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>本日の審議事項は以上ですが、他に何かありますか。 ありません。 それでは、以上で令和７年１２月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>